

# 日本腰痛学会賛助会員に関する内規

## 入会資格と手続

1. 賛助会員になろうとするものは、下記の事項を具備することを要する。
  1. 日本国に事業所を有する法人または、これに準ずるもの。
  2. 所定の入会申込書に所要事項を記載し、署名押印して本会の事務局へ提出すること。
  3. 正会員2名の推薦を得ること。
  4. 会費を納入すること。

## 会員資格の取得

1. 賛助会員になることを希望し所定の入会手続を経たものは、幹事会の承認を得て、賛助会員となる。
2. 賛助会員の入会年月日は、入会の承認を行った幹事会開催月の翌月1日とする。

## 会費の納入

1. 会費の納入期限は12月末日とする。
2. 納入期限までに当該年度会費を納入しない場合には、納入催促を受け、また機関誌の発送を停止することがある。
3. 前受会費があり、それが当該年度会費に充たない場合には、不足額は別途納入するものとする。

## 賛助会員の権利

1. 賛助会員には次の権利がある。
  1. この会が刊行する機関誌および図書等の優先的頒布を受けられることができる。  
ただし機関誌の頒布は原則として入会年月日以後発行の号からとする。
2. 所定の参加費を納入して学術会議に出席することができる。

## 賛助会員の義務

1. 賛助会員には次の義務がある。
  1. 会費を納入すること。
  2. 総会の議決を尊重すること。

## 入退会の承認

1. 幹事会が入会を承認し、その旨を推薦者ならびに本人に通知する。また退会の届出を受理したものについては、機関誌にその氏名を掲載したことをもって推薦者ならびに本人への通知にかえる。

## 退会

1. 本研究会の定款第9条に掲げる事項により会員の資格を喪失するが、会費滞納期間は3年とする。

## 日本腰痛学会事務局

住所	〒960-1295 福島県福島市光が丘1番地 公立大学法人福島県立医科大学医学部整形外科学講座内
メールアドレス	<a href="mailto:jslsd-office@umin.ac.jp">jslsd-office@umin.ac.jp</a>
TEL	024-547-1276
FAX	024-548-5505